

【2 解読文】 きりしたん邪宗門制禁太政官高札

(慶応四年：一八六八) 〈A〉

定

きりしたん邪

〈きりしたん (切支丹) 邪〉

宗門之儀ハ、堅く

〈宗門の儀は、堅く〉

御制禁たり、若

〈御制禁たり、若 (も) し〉

不審成者有レ之ハ、

〈不審成る者これ有らば〉

其筋の役所へ申出

〈其 (そ) の筋の役所へ申し出る〉

べし、御ほふび下さる

〈べし、御ほふび (褒美) 下さる〉

べく事

〈べく事〉

慶応四年三月 太政官